市第 180 号議案

横浜市勤労者福祉共済条例の一部改正

横浜市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例 横浜市勤労者福祉共済条例(昭和45年4月横浜市条例第29号)の 一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第11条中「及び第9条」を削り、「給付及び貸付事業」を「給付 事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第12条中「、貸付」を削り、「付属機関」を「附属機関」に改める。

第18条中「及び第9条に規定する貸付事業」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行った貸付けの申請又は貸付けに係る この条例による改正前の横浜市勤労者福祉共済条例第9条第1項 又は第2項の規定による福祉資金又は住宅資金については、なお

市第 180 号

従前の例による。

提案理由

勤労者福祉共済の福祉資金及び住宅資金の貸付事業を廃止するため、横浜市勤労者福祉共済条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市勤労者福祉共済条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

第 9 条 及 び 第 10 条 削 除

(貸付け)

- 第9条 本市は、被共済者(事業主等を除く。以下この条において同じ。)が医療、出産、冠婚葬祭、災害、教育等のため資金を必要とするときは、被共済者1人につき貸付限度額500,000円の範囲内で、規則で定めるところにより、予算の範囲内で福祉資金の貸付けを行う。
- 2 本市は、被共済者が自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入のため資金を必要とするときは、被共済者1人につき 5,000,000 円を限度として、規則に定めるところにより、予算の範囲内で住宅資金の貸付けを行う。
- 3 前 2 項に規定する貸付けに関する貸付利率、償還期間、償還方 法その他必要な事項は、規則で定める。

第 10 条 削 除

(福祉事業)

第11条 本市は、第7条 及び第9条 に規定する 給付事業 ほか、第1条の目的を達成するため、保健、教養等に係る事業を 行う 行なう。

(審議会の設置)

第12条 市長の諮問に応じ、給付、貸付その他共済の運営に関する 重要事項について審議するため、市長の附属機関として、横浜市 勤労者福祉共済運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 市第 180 号

(基金の設置)